

○中央選挙管理委員会第十九号

公職選挙法（昭和二十一十五年法律第四号）第四十七条の規定に基づき、衆議院比例代表選挙並
選挙執行規程（平成六年中央選挙管理委員会第七号）の一端を次のように改正する。

令和二年十一月一十八日

中央選挙管理委員会 印刷局

別記第四号様式中「印」を削り、同様式に備考セント次のよう記入加える。

備考 政党その他の政治団体の代表者本人が届け出る場合にあっては本人確認書類の提示又は提出
を、その代理人が届け出る場合にあっては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類
の提示又は提出を行うこと。ただし、政党その他の政治団体の代表者本人の署名その他の措置が
ある場合はこの限りではない。

別記第六号様式中「印」を削り、同様式に備考セント次のよう記入加える。

備考 政党その他の政治団体の代表者本人が届け出る場合にあっては本人確認書類の提示又は提出
を、その代理人が届け出る場合にあっては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類
の提示又は提出を行うこと。ただし、政党その他の政治団体の代表者本人の署名その他の措置が
ある場合はこの限りではない。

別記第七号様式中「印」を削り、同様式に備考セント次のよう記入加える。

備考 政党その他の政治団体の代表者本人が届け出る場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあっては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、政党その他の政治団体の代表者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではない。

附 則

この規程は、令和三年一月一日から施行する。